

令和元年第8回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月26日（月）
午前9時00分から午前11時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階大会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（16人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	8 番	知念 近海	9 番	高口 和子	
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均	
	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人			
5. 欠席委員（3人）

	7 番	岸本 六郎	13 番	福田 務	17 番	山下 裕史	
--	-----	-------	------	------	------	-------	--
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 西海農業振興地域整備計画の変更について
議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
議案第36号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第37号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
8. 会議の概要

事務局 只今から令和元年西海市農業委員会第8回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を

行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、4 番：山崎委員、5 番：松崎委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。
それでは、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」、「2 番」、「3 番」を説明いたします。資料は 2 頁、3 頁、4 頁となります。ここで資料の修正をお願いします。2 頁の 1 番から 4 頁の 3 番の期間が「10 年」となっていますが、終期の年が誤っていました。詳細につきましては本日配布資料修正を参照下さい。説明に入ります。物件は崎戸町江島字トノ畑向の畑・計 1 筆・1,312 m²と同所字吉田辻の畑・計 1 筆・1,926 m²と同所字蓮池野の畑・計 1 筆・508 m²の合計 3 筆 3,746 m²申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、「農地法第 3 条許可あり次第、代金の支払及び農地の貸借権設定を行なう」又は「農地法第 3 条許可あり次第、農地の貸借権設定を行なう」となっています。権利種別は「賃貸借権の設定 10 年」及び「使用貸借権の設定 10 年」となっています。I ターンで、父親の出身地になる江島で民宿を営んでいる借受人が地区内にある耕作放棄地を対象とし、江ノ島ブランドを立ち上げたいとの思いからブルーベリーの栽培・加工と羊放牧による荒廃地の解消と副産物の羊毛製品の加工を目的として、貸借権を設定し、耕作放棄地を解消して行きたいということで、土地の所有者・相続人等との合意が整い、今回の申請にいたったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 5 頁から 12 頁までで、5 頁に位置図、6 頁に付近状況図、7 頁 8 頁に現況写真、9 頁から 11 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。12 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は借り受け人の自宅から約 1.2 km 位のところあり、徒歩で約 15 分位の位置に存在している状況です。

農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

18番 1番から3番につきまして、先日、事務局と一緒に江島に渡ってきました。賃借人は大変やる気がありまして、先ほども説明があったようにブルーベリーなどをブランド化してジャムを作ったり、自分の民宿に泊まってくれたお客様と一緒に活動していこうということです。また、羊は耕作放棄地の解消の目的もありますけれども、羊毛を使って、そこで工房みたいなのを開いて、それも観光につなげていきたいというすばらしいビジョンを描いて帰ってこられた方です。大変頑張り屋みたいな感じを私は受けましたので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

議長 ただ今議案第32号の1番から3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番から3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は13頁になります。所在が西彼町白崎郷字太尾向の畑・計1筆・439㎡で利用状況は荒地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は業務用車両の追加及び車両の切り返し等で駐車場が手狭になっていることから、従業員の駐車場確保が必要となったためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。従業員用駐車場10台分の露天駐車場として、所要面積439㎡のうち有効

面積 399 m²を使用する内容となっています。添付資料は、14 頁から 21 頁までで、14 頁に位置図、15 頁に付近状況図、16 頁に現況写真、17 頁に字図、18 頁に航空写真を添付しています。19 頁に被害防除計画書、20 頁に駐車場の利用計画書、21 頁に土地利用計画図を添付しています。19 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 1.2 m。被害防除措置として土留め工事をする。擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、土留め工事を行い土砂の流出、崩壊を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、周囲は公道と宅地に囲まれているので、被害の恐れはない。日照、通風、耕作等に影響を及ぼす構築物の計画はない。排水計画ですが、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は、発生しないとなっています。工期は許可後着工から 6 ヶ月以内を予定しています。農地区分について、申請地は公衆用道路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9 番 先日 22 日の日に、地区担当の推進委員と現地を見に行きました。結構荒れていて雑木等が生い茂っていました。譲り受け人に立ち会ってもらって、造成計画の説明を受けました。面積は結構広いのですが、ちょっといびつな三角形になっていて、図面の通りしかできないということでした。周りは譲り渡し人の自宅と道路に囲まれており問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今議案第 33 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第 34 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」を議

題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、22 頁になります。議案第 34 号 西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は 8 件・13 筆の申請となっています。内訳は除外分 5 件・8 筆と職権除外分 3 件・5 筆となっています。ここで資料の修正をお願いします。6 番と 8 番の現地写真が入れ替わっていた関係上、本日配布資料のように頁の差替えを行なっています。詳細につきましては本日配布資料を参照下さい。

1 番について、資料は 23 頁からです。物件の所在は大瀬戸町瀬戸下山郷字野開の原野・1 筆、計 1,989 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、太陽光発電設備の設置で、変更の事由は、申請地の地権者様より、現在荒地の状態で今後農業を行なう予定がなく、有効活用できないかとの問い合わせをいただき、現地調査及び近隣耕作者への聞き取り調査を行ったところ、日照条件がとても良好であり、高い収益が見込めると判断でき、近隣耕作者の方々からも太陽光発電システム設置に関して同意も得られたことから、今回変更申出を行なった次第です。となっています。農地法適用条項は申請地は既に農地ではないため「空欄」となります。添付資料は、24 頁から 31 頁までで、24 頁に位置図、25 頁に付近状況図、26 頁に現況写真、27 頁に字図、28 頁に航空写真、29 頁に被害防除計画書、30 頁に土地利用計画書、31 頁に立面図を添付しております。太陽光パネル 360 枚を設置し 100.80 キロワットの発電規模を予定しています。29 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。それに伴う被害防除措置は、緩衝地を設ける。防護柵を設置する。被害防除措置として、設備設置に伴う造成工事は不要ですので被害発生の可能性はありません。防護柵の長さ 130m、高さ 1.0m から 1.2m。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害の恐れのない理由として、太陽光パネルの高さは最大 1.2m 程度ですので近隣農地へ日照、通風、耕作等に影響を及ぼす可能性はありません。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、自然流下、汚水・生活雑排水はないとなっています。大きな基礎工事は行なわず、現状と変わらず自然流下による水路放流を行なうため近隣農地への影響はありません。万が一の場合は溜め枡等で排水量を調整します。農地区分については、本物件は平成 30 年 4 月総会で非農地通知を行い、非農地の原野となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 1番について、8月20日に現場確認に行ってきました。場所は下山バス停のほうから大串に向かって。500mほど進んだ県道のすぐ脇にあります。変更の目的はさっき言われたように太陽光発電設備の建設です。面積は大体20アールくらいあります。平成30年4月26日総会にて非農地通知をしております。令和元年5月20日に田から原野に地目変更登記をしております。荒れた土地の有効利用です。近隣耕作者への聞き取り調査を行ったところ、日当たりも良好で水田に影響はありません。近くの家屋も離れておりますので、特に影響はないと思っております。総合して、同意も得られということで、整備計画の変更には問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ただ今議案第34号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第34号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の1番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に2番について説明をお願いします。

事務局 2番について、資料は32頁からです。38頁の被害防除計画書は差替えを行なっておりますので、本日配布資料を参照下さい。物件の所在は、西彼町白崎郷字赤石の畑、計4筆・815㎡の申請となっております。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、自動車整備工場建設で、変更の事由は、父親が所有している当該土地は、現在畑として使用しているが、申請者が自動車整備工場を開業する予定であり、知人から紹介を受けた土地をいくつか検討しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該土地に工場を建設するため農用地の除外を申請します。となっております。農地法適用条項は5条となっております。添付資料は、33頁から41頁までで、33頁に位置図、34頁に付近状況図、35頁に現況写真、36頁に字図、37頁に航空

写真、38頁に被害防除計画書、39頁に土地利用計画図、40頁に平面図、41頁に立面図を添付しております。38頁にもどり、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。それに伴う被害防除措置、内容又は被害発生の恐れがない理由として、現状のまま利用するため被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置、内容又は被害の恐れのない理由として、隣接しているのは市道及び住宅のため被害発生の恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路、畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9番 2番について、22日の日に地区担当の推進委員と一緒に現地を見に行ってきた。また、土地所有者の方にも来ていただきました。場所は四本堂公園のすぐ近くで道を挟んで宅地があるだけで周りは、外には建物とかなくて別に問題ないと見てきました。どうかよろしくお願いします。

議長 ただ今議案第34号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございましたか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第34号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の2番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議長 次に3番について説明をお願いします。

事務局 3番について、資料は42頁からです。物件の所在は、大瀬戸町多良外郷字平倉の畑1筆、414㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、住宅建築で、変更の事由は結婚して子供が二人おり、現在の住居では手狭になってきたため、実家のある西海市に引っ越し住宅を建築したい。となっています。添付

資料は、43 頁から 51 頁まで、43 頁に位置図、44 頁に付近状況図、45 頁に現況写真、46 頁に字図、47 頁に航空写真。48 頁に被害防除計画書、49 頁に土地利用計画図、50 頁に平面図、51 頁に立面図を添付しております。48 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う最高 0.5m、最低 0 m、被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、周辺に耕作地等はなく人家は当該土地から 5 m 程度離れている。下の人家は当該土地から道を挟んで 5 m 程度下にある。切土のため道路水路等への土砂流出は考えにくい。土地と道路の境界は石垣を積んでおり崩壊の危険性は低い。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、理由として、周辺に耕作地はない。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路及び畑（荒地）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 5 番 3 番について、一昨日地区担当の推進委員さんと、現地を見に行きました。ここは、多以良外郷といって五島灘に面した集落です。転用予定の方は、地元の人ではないんですけど、書いてあるように、実家が西海市です。ここは平倉というところで、子供たちもあまりいなかったんですが、最近は子供達も増えて、市外からもこうして引っ越してきて、移住というか、そういった地域に魅力が多分あるのでしょう。そういうことで、この場所もいいところですのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 34 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 3 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に4番について説明をお願いします。

事務局 4番について、資料は52頁からです。物件の所在は、大瀬戸町雪浦上郷字下潟田の田1筆、1,982㎡の申請で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、通所リハビリテーション施設建設で変更の事由は、当法人は、地域医療事業の充実発展を目指して、今日まで様々な施設の建設や事業の取組を致してまいりました。今後大瀬戸地区の更なる細やかな医療環境の充実を目的に大瀬戸町雪浦地区を設置場所として新たに通所リハビリテーション施設建設計画を策定し、関係官庁等との検討をして参りました。このような状況により計画の立地条件等様々な観点から設置場所等検討してまいりました結果、本件申請地以外に設置場所がなく、この度申請いたします。となっています。農地法の適用条項は5条となっています。添付資料は、53頁から60頁までで、53頁に位置図、54頁に付近状況図、55頁に現況写真、56頁に字図、57頁に航空写真、58頁に被害防除計画書、59頁に配置計画・平面図、60頁に立面図を添付しております。木造平屋建の通所リハビリテーション施設1棟を建設予定です。58頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう、それに伴う被害防除措置は、擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、コンクリート擁壁を設置し、隣地への土壌崩落被害防除措置をして被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、周辺農地とは段差があり、日照・通風等特段被害を及ぼす恐れがない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下。汚水及び生活雑排水は下水道処理となっています。農地区分について、申請地は市道や宅地や田に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 4番について、8月23日に土地所有者の方と現場確認に行きました。ここは雪浦診療所のすぐ隣になっております。この転用予定の法人は、先月の総会の時に議案で上がっておりましたグループホーム建設の一環として、今度はリハビリテーション施設を建設するとのこと。面積は20アール程度あります。現在はまだ水田を耕作中で、まだ青々茂っております。地目変更手続はこれからと聞いております。現在作付けをしている水田ですが、結構深くて、トラクターでは非常に作業しにくいということです。それに代掻きなどするにも、非常に困難と

ということで土地を手放したいという決心がそこで生まれたそうです。周辺の耕作者からも、同意を得られており、施設も平屋で建設されるので、日照的にも大問題はないだろうと所有者も言っております。今のところ地域住民からは苦情等はありません。このことから、地域にとって整備計画の変更はまず問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 　　ただ今議案第 34 号の 4 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 4 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に 5 番について説明をお願いします。

事務局 　　5 番について、資料は 51 頁からです。物件の所在は大瀬戸町多以良外郷字火立場の畑 1 筆、948 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、太陽光発電設備の設置で、変更の事由は、申請地は、もともと荒廢農地であったところに野菜を耕作しておりましたが、生育が悪いため、長年休耕しておりました。元の荒廢農地に戻さないよう土地を有効利用するために、太陽光パネルを設置予定です。となっています。農地法適用条項は 5 条となっています。添付資料は、62 頁から 69 頁まで、62 頁に位置図、63 頁に付近状況図、64 頁に現況写真、65 頁に字図、66 頁に航空写真、67 頁に被害防除計画書、68 頁に土地利用計画図、69 頁に太陽電池関係資料を添付しております。又追加資料として本日配布資料に土地利用計画図の補足説明と陸屋根アレイ配置図を添付しております。太陽光パネル 332 枚を設置し 80.67 キロワットの発電規模を予定しています。67 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 0.53m、最低 0 m、切土を行う最高 0.68m、最低 0 m。それに伴う被害防除措置は、土留め工事を行う。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として周辺農地との境界にコンクリートブロック積により土砂流出防止措置をとり全体の傾斜を南側の側溝に傾斜させ、雨水が側

溝へ流れるよう傾斜をつける。雨水等は側溝を経て隣接側溝へ排出する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は、設置する太陽光パネルの高さが 1227mm であるため近傍農地への日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水はないとなっています。農地区分について、申請地は市道や山林や畑（荒廃農地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15 番 5 番について、一昨日地区担当の推進委員さんと一緒に現場を見に来ました。申請地 3 からずっと上って行ったところに、この現場があります。数年前にも、この転用予定の方は、66 ページの航空写真を見てもわかるように、隣に太陽光パネルを設置しております。土地所有者は、この辺一帯で牛とかハウスのビワとかいっぱいしてたんですけど、それも全部やめてしまいました。今ではだんだん荒れてきており、地元の人たちも借りてまでする人もいなくて、太陽光パネルを設置したいということで聞いております。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 34 号の 5 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 5 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 6 番について説明をお願いします。

事務局 6 番について、資料は 70 頁からです。71 頁以降は差替えを行なっていますので、本日配布資料を参照下さい。物件の所在は大瀬戸町瀬戸下山郷字野開の雑種地・1 筆、田 1 筆、計 2 筆、面積計 160 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目

的は、職権による除外で、変更の事由は、大瀬戸町瀬戸下山郷 426 番 1 の太陽光発電に係る変更許可申請に伴い、隣地である 415 番 5、426 番 4 が農用地区域として飛び地に残るが、現況が荒廃している狭小な土地であり、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号のいずれにも該当しない土地（非農地）である。416 番 5 は、太陽光パネル設置の申請地である 426 番 1 と同時期に法人が取得している。また、426 番 4 の土地所有者は長崎県であり、隣接している県道 12 号線を建設する際に取得したものと考えられる。今後も耕作の見込みはないため、農用地区域から除外するもの。となっています。農地法適用条項は申請地は職権による除外手続きになるため「空欄」となります。添付資料は、71 頁から 72 頁で現況写真を添付しています。位置図は 24 頁、付近近況図は 25 頁、航空写真は 28 頁を参照下さい。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 6 番について、これも 20 日に現地確認をしております。さっき説明した太陽光パネルの件の 27 ページを開いていただきたいと思います。その太陽光パネル設置の場所の近くに、2 筆飛び地として残っているということです。太陽光の敷地のために、耕作も見込めなということから農用地区域から除外するというような形になっております。ということから、まず問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 34 号の 6 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 6 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 7 番について説明をお願いします。

事務局 7 番について、資料は 72 頁からです。物件の所在は、西彼町白崎郷字赤石の畑、計 2 筆・42 m²の申請となっています。土地所有者及び申

請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、職権による除外で、変更の事由は、西彼町白崎郷 464 番他 3 筆の自動車整備工場建設に係る変更許可申請に伴い、近接地である 463 番 1、468 番 2 が狭小な農用地区域として残るが、現況が原野化している。公衆用道路と宅地の境界線になっており、宅地に向けて傾斜のある土地で、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号のいずれにも該当しない土地（非農地）である。今後も耕作の見込みはないため、農用地区域から除外するもの。となっています。農地法適用条項は申請地は職権による除外手続きになるため「空欄」となります。添付資料は、73 頁で現況写真を添付しています。位置図は 33 頁、付近近況図は 34 頁、航空写真は 37 頁を参照下さい。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9 番 7 番について、これも 22 日の日に地区担当の推進委員と現地に行つてまいりました。整備工場を建てる予定の土地のすぐ隣なんですけども、斜面で土羽のようになっていて農地としてはもう利用できない感じですよ。電柱も立っており、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 34 号の 7 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 7 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 8 番について説明をお願いします。

事務局 8 番について、資料は 74 頁からです。物件の所在は、大瀬戸町雪浦上郷字下瀧田の田 1 筆、1,055 m²の申請で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、職権による除外で、変更の事由は、平成 27 年に農用地区域図を更新した際に、手違いで農用地に含まれてしまったと推測されること、転用行為がなされて土地

が造成されていること、現況非農地であり農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号のいずれにも該当しないことから、農用地区域から除外するとなっています。農地法適用条項は申請地は職権による除外手続きになるため「空欄」となります。添付資料は、75 頁・76 頁で現況写真を添付しています。位置図は 53 頁、付近近況図は 54 頁、航空写真は 57 頁を参照下さい。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 8 番について、8 月 23 日に確認をしております。56 ページを開けていただきたいんですけど、これが除外地ということで赤色に塗りつぶされています。すぐ隣がさっき私が述べたようにリハビリ施設の申請地です。もうすぐ脇なんです。すぐ隣に診療所があります。さっきも事務局さんが述べたように平成 27 年に、農用地を更新した際に、手違いで農用地に含まれていたということです。現況では非農地であり、農用地区域から除外しても別に問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 ただ今議案第 34 号の 8 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 8 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の 77 頁をお願いします。議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

78 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約関係 3 筆

2,514 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）5筆、4,753 m²が計上されています。

79頁は合意解約関係の内訳で3筆2,514 m²が計上されており、使用貸借から賃貸借へ移行する3筆が計上されています。80頁は県公社借入分で3件・5筆4,753 m²が計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第35号について説明がありました。
 これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第36号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
 事務局より説明をお願いします。

事務局 81頁をお願いします。議案第36号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について 農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は82頁から88頁です。ここで資料の修正をお願いします。82頁の1番から5番の期間が「5年」と表記されていますが「10年」の誤りです。詳細につきましては本日配布資料修正を参照下さい。先ほど80頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地5筆に対して、県農業振興公社から「3者」に対し、賃貸借「10年」のもの4筆と使用貸借「10年」のもの1筆、計5筆を配分するものと、使用貸借で配分先を変更するもの「4年2ヶ月」のもの1件・4筆と使用貸借で機構保留分の再配分のもの「5年11ヶ月」のもの、1件・1筆の各筆明細となっています。

 1番は西海町太田和郷の担い手の方へ、2番は西彼町小迎郷の担い手の方へ、3番から5番は西彼町小迎郷の法人の担い手の方へ、6番

から9番は西彼町小迎郷の担い手の方へ、10番は西彼町白崎郷の担い手の方へ、配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。83頁に今回の配分に関する合意解約分の各筆明細を添付しています。84頁から88頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

5 番 1番について、23日に借り手の方と確認しました。借り手の方は、農協の指導員をしておりましたけど、退職後農業を頑張っておられます。この土地も畑の近く、家の近くであります。今まで荒れていたのを開いて耕作しておられますので将来的にも頑張ってもらいたいと思います。何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。

1 1 番 2番につきまして、借り手の方は、皆さんご存じだと思いますけど農協を定年退職されまして、今、ミカン作りにはまっておられる方で、問題ないと思っております。現地につきましては借り手の家の前であり、貸して欲しいということで公社を通してということですので。以上です。

1 2 番 3番から9番について、白似田郷には基盤整備した土地がいっぱいあって、現在もハウスを建ててイチゴ栽培とかやるようになっていきます。この辺りは基盤整備した土地で、借り手も本当に借りてよかったっていう感じのことを言っておられました。3番から5番の土地所有者は高齢で、耕作できないということで、子供さんがおりますが、全員お勤めです。6番から9番の所有者も高齢で、仕事ができないということで、本当は長男さんがいらっしゃったのですが、亡くなられて、弟さんが小迎に養子でおられまして、その弟さんに土地を貸すという形で申請がありました。

9 番 10番について、借り手の方は元農協職員で、定年退職してからミカンとかしています。白崎郷の畑にもミカンとか植えています。そのほか、親戚のミカンとか引き継いでやっておられますし、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第36号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 36 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 37 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 89 頁・90 頁をお願いします。議案第 37 号 非農地通知の対象とする事の決定について説明をいたします。今回は 22 筆・20,815 m²について、審議を頂きたいと思っております。今回、申請者の方は 4 件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件 1 番から 7 番の 7 筆は西彼町上岳郷・下岳郷の物件で、資料は 91 頁から 98 頁です。申請者は西彼町上岳郷にお住まいの方です。

91 頁に位置図、92 頁に付近近況図、93 頁・94 頁に対象地の現況写真、95 頁・96 頁に字図、97 頁・98 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 8 番から 14 番の 7 筆は西海町丹納郷の物件で、資料は 99 頁から 109 頁です。申請者は長崎市中川町にお住まいの方で西海町丹納郷に縁のある方です。

99 頁に位置図、100 頁・101 頁に付近近況図、102 頁・103 頁に対象地の現況写真、104 頁から 106 頁に字図、107 頁から 109 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 15 番は大瀬戸町松島内郷の物件で、資料は 110 頁から 114 頁です。申請者は大瀬戸町松島内郷にお住まいの方です。

110 頁に位置図、111 頁に付近近況図、112 頁に対象地の現況写真、113 頁に字図、114 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、

黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 16 番から 22 番の 7 筆は大瀬戸町多以良内郷・多以良外郷の物件で、資料は 115 頁から 126 頁です。申請者は大瀬戸町多以良内郷にお住まいの方で相続物件となります。

115 頁に位置図、116 頁・117 頁に付近近況図、118 頁・119 頁に対象地の現況写真、120 頁から 123 頁に字図、124 頁から 126 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10 番 1 番から 4 番につきまして、ほぼ山の中で、道下の土地になっていて、ほとんど山と見分けがつかないくらいの土地でした。近隣に迷惑が掛かるような物はなく、問題ないと思います。それと 5、6、7 番下岳になるのですが、上岳との字界なので、私が一緒に見てきました。ここは、元ミカン畑で、周りも山林状態であり、入り口までしか行けないくらいの山でした。そして周辺にも何もありませんので問題ないと思います。よろしくお願いします。

4 番 所有者は、以前丹納に住んでいたのですが、今現在長崎に住んでいます。もうこっちに帰って来ないということで、子供に迷惑かけたくないのということでした。9 番から 14 番については、問題ないと思われませんが、8 番が航空写真で見れば、まだ、稲がかけてあるように見えます。現在は 4～5 年は作付けしておりませんでした。下の人が水を引くために、作付けしていたんですけど、下の人も自分の田は作るけど、他人の田までは作れないということでした。以前は水路をつくって水を流している状態でした。入り口も水路がありまして、板をはめないと通れないような状態でした。以上です。

3 番 15 番について、ここはちょっと島なので私は現場確認に行っていないのですが、8 月 7 日の日に地区担当の推進委員と事務局で、現場確認を行っております。写真を見る限り、雑草が生い茂り耕作地に復活するには非常に困難であると思います。非農地として問題はないと思

ますので、よろしく申し上げます。

15番 16番から22番について、一昨日確認をしております。写真のように雑木が生えていて、近くに耕作地もなく、もう申請どおり非農地でないんじゃないかと思えます。以上です。

議長 ただ今、議案第37号の1番から22番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第37号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から22番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和元年9月27日(金) 午後2時から
場所 西海橋物産館 魚魚の宿

これをもちまして西海市農業委員会第8回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和元年 8 月 26 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人